

## 社会福祉法人嵐山寮 安全衛生委員会規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人嵐山寮安全衛生管理規程に基づき、安全衛生委員会(以下「委員会」という。)の構成、運営、調査審議事項等を定め、安全衛生管理活動の円滑な推進を図ることを目的とする。

### (調査審議事項)

第2条 委員会は、前条の目的を遂行するため、次の事項を調査審議するとともに、施設長に対して、必要な意見を提出するものとする。

- (1) 職員の危険の防止及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 労働災害の原因及び再発防止対策に関すること。
- (4) 安全及び衛生に関する規定の作成に関すること。
- (5) 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。
- (6) 安全教育及び衛生教育の実施計画の作成に関すること。
- (7) 職場環境の測定の結果及びその結果に対する対策の樹立に関すること。
- (8) 定期健康診断、臨時健康診断、特殊健康診断等に基づき行われる医師の診断、診察又は処置の結果並びにその結果に対する対策の樹立に関すること。
- (9) 職員の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関すること。
- (10) 新規の機械等又は原材料に係る危険の防止及び健康障害の防止に関すること。
- (11) 長時間にわたる労働による職員の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること。
- (12) 職員の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること。
- (13) 厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長等から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項に関すること。

### (構成員) … 別表1

#### 第3条

1 委員会の委員は、次の者をもって構成する。

- (1) 安全衛生管理責任者
- (2) 衛生管理者
- (3) 産業医
- (4) 安全及び衛生に関する経験を有する者の中から施設長が指名する者
- (5) 安全衛生管理担当者
- (6) その他施設長が指名する者 若干人

2 委員長は、安全衛生管理責任者とする。

3 副委員長は、委員のうちから選任し、安全衛生管理責任者の代理者とする。

### (任務)

#### 第4条

1 委員長は、委員会を統括するとともに、会議の議長を務め、委員会の付議事項及びその他必要な事項を処理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはこれを代行する。

3 委員は、委員会に出席し、第2条に定める事項について意見を述べるよう努め、常に職

場環境や安全衛生に関する事項に留意し、安全衛生管理活動に寄与するよう努めるものとする。

(任期)

第5条

- 1 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員が辞職等により、欠員が生じた場合はすみやかに補充する。補欠の委員の任期については、前任者の残任期間とする。

(開催)

第6条 委員会は、毎月1回定期に開催するほか、次の場合に委員長の招集によって開催する。

- (1) 緊急性のある調査審議事項が発生したとき。
- (2) その他施設長又は委員長が必要と認めたとき。

(安全衛生管理担当者)

第7条

- 1 安全衛生管理担当者は、次の事務を行う。
  - (1) 委員会の招集及び付議に関すること。
  - (2) 委員会に必要な資料の準備及び配布に関すること。
  - (3) 委員会の議事録の作成、配布及び保管に関すること。
  - (4) その他委員会に関すること。
- 2 議事録及び重要事項の記録は、これを3年間保存するものとする。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行し、同年10月1日から適用する。

この規程は、平成22年4月1日から改正施行する。

この規程は、平成23年4月1日から改正施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

安全衛生委員会における各委員の氏名

		氏 名
委員長 (安全衛生管理責任者)		真辺一範
副委員長		稲澤修司
委員	衛生管理者	丹上海三
	産業医	酒井晃
	安全及び衛生に関する経験 を有する者	運営会議出席者
	安全衛生管理担当者	尾崎みどり・三木務・樋口政之